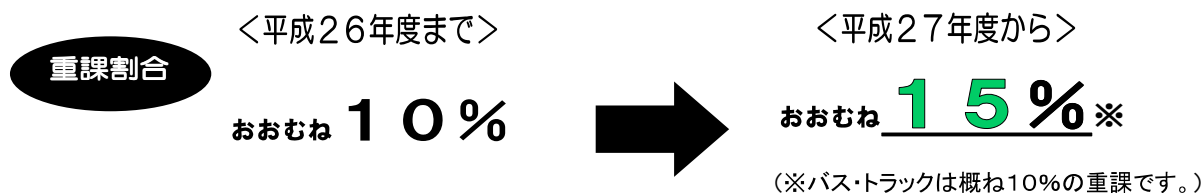


平成27年度から自動車税の重課割合が変わります



平成26年度地方税法改正により、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充する一方、新車新規登録後、一定年数を経過した自動車の重課割合が引き上げられました。



【平成27年度から概ね15%の重課対象となる自動車】

ディーゼル自動車	平成16年3月31日までに新車新規登録を受けたもの ※
ガソリン自動車・LPG自動車	平成14年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

※東京都独自のグリーン化税制の改正により、重課対象となる自動車の経過年数（新車新規登録後）が10年から11年へと変更されました。

【対象外の自動車】

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、スクールバス及び被けん引自動車。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066